

# 続・ふるさと

## 伝染病予防に対する

### 医師たちの建白②

第45回

生涯学習課総合情報館推進係  
☎028 (677) 2525

祖母井村は県から黙認され内規を設け、治療費の患者負担や流行時に臨時隔離所を置くことで一時しのぎを行ってきた。あくまでも一時しのぎであったが、30年近い歳月が過ぎた。その結果、伝染病治療医に矛盾が集中することになる。法を守れば治療費は取れないし、伝染病の流行を防ぐには隔離病舎は不可欠な施設である。また、予防措置を講じようとすれば衛生組合や予防委員を準備しておく必要があった。

豊田の3医師は改善の見込みがないときは治療医の返上もあることを宣言し、現状の問題点を説明、次の4点を強く要望した。

- 一、祖母井の伝染病に対する内規は、国の法令を無視した違法なもので、われわれは行うことができない。
- 一、国の法令である伝染病予防法を執行すること。
- 一、伝染病予防委員を定め、衛生組合を確立すること。
- 一、隔離病舎の建設を期すること。

彼らが行動を起こした原因として、前年の稲毛田の不幸な事件をあげることができ、より大きな背景は大正期の憲政擁護運動があるように思える。何よりも、彼らの法律論や憲法感覚にあらわれている。

まず、法律を「由来、法令ハ時勢ト民意ニ適合スベク發布セラレ、改正セラルルモノニシテ」と世の中の変化(時勢)と世論(民意)を重視する視点を持つている。法律は何のためにあるか。法律とは義務・権利の関係でとらえるのである。これを伝染病予防法に当てはめると、次のような理論が展開される。

元来、伝染病予防法規の精神は健康者の保護と患者の救治を共存させるために、治療費の負担は市町村が担うべきであると説いたものである。彼らは単なる義憤から主張したのではなかった。基本は国民として自分に与えられた権利の擁護から建白したとした。ここに国政レベルで展開していた第二次憲政擁護運動の反映があり、芳賀町版大正デモクラシーといえる。

## 編集後記

□町のイベントを取材していると、子どもからお年寄りまで多くの方に声をかけられるようになりました。カメラを向けると、皆さん快く被写体になってくれるので、広報係としてはうれしい限りです。

□取材の時は皆さんの顔を1人でも多くカメラに収めようと心がけています。カメラを向けられた記憶がある方は、翌月の広報をお楽しみに。どこかにあなたの顔が載っているかもしれません。

■また「こうすると見やすい・読みやすい」というご意見から、おもしろネタまで皆さんの声をお待ちしています。

もうすぐ新年、皆さん良いお年を。

(廿)

■編集 芳賀町広報広聴委員会  
☎028 (677) 6032 ✉kouhou@town.haga.tochigi.jp  
■発行 芳賀町企画課  
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地  
■芳賀町ホームページアドレス  
http://www.town.haga.tochigi.jp

☎芳賀町の携帯サイトはコチラから➔



L=58.5cm  
Milvus migrans  
(渡りをするトビ類)

「トンビがクルリと輪を描いた」と歌われているが正式名称はトビである。

古くから人々の生活のそばで生きている「狩り」と「渡り」を忘れた大型の猛禽類である。

ワシタカ類なので、一見すると鋭いくちばしや爪で子猫など簡単にさらって食べてしまうのかと思われるが、自ら狩猟をすることはない。

上昇気流によって、空高く舞い上がり翼を広げて舞いながら餌を見つけている。魚港や河岸で放置された魚類や、里山で動物の死骸などを採餌するが、カラスなどに追われ「ピーーヒョロロ」と悲しい鳴き声を出し、去っていく姿は鷹のくせに情けないと感じることもある。

全身が黒褐色で飛翔時に尾羽の中央がへこんで見える凹尾で、翼の付け根部分に白斑が出ているため、遠くからでも他のワシタカ類と区別できる。



この印刷物は、EPAのゴールド基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています  
EPA：環境保護印刷推進協議会  
http://www.e3pa.com